

# お見舞金 請求書

富士商工会議所 御中 当事業所は、下記の内容により給付金を請求します。

富共済様式A 2-2016-11

裏面も必ずお読みください

## 1 お見舞金の種類 (ご請求されるお見舞金の種類について1つお選びください)

該当する番号に○を記入してください

①	事故・病気による <b>初期入院見舞金</b>	・ 1泊2日以上5日未満 ・ 1人年1回限度	給付金額 (1口～) 3,000円 ※人間ドック・検査入院は対象外
②	事故による <b>通院見舞金</b>	・ 5日以上 ・ 1人年2回限度	給付金額 (1口～) 5,000円
③	病気による <b>入院見舞金</b>	・ 5日以上 ・ 1人年2回限度	給付金額 【A】 5～19日 : 5,000円 (1口～) 【B】 20日以上 : 7,000円

## 2 傷病者及び傷病状況 (おケガされた方、またはご病気をされた方とその状況についてご記入ください)

傷病者住所			
傷病者氏名	発病日または受傷日	年	月 日
傷病名	病院名		
(※事故の場合) 被災場所・発生原因			
入院・通院日数	計	日(回)	( 年 月 日 ~ 年 月 日 )

## 3 請求者

契約者	所在地	
	事業所名	
	代表者名	(印)
	電話番号	
加入者	フリガナ	
	氏名	(印)

該当する番号に○を記入してください

## 4 添付書類

(入院または通院した証明として提出される書類の種類を選んでください)

①	診断書 (入院・通院日数が確認できるもの。コピー可。)
②	領収書 (通院時は日数分。コピー可。)
③	その他 ( )

## 5 受取方法

ご希望の受取方法に○をして下さい

<input type="radio"/>	<b>窓口受取</b> ※裏面の注意事項をご確認ください。 ※請求した翌週の火曜午後以降に受取可能です。【受取時間】月～金 8:30～17:15
<input type="radio"/>	<b>口座振込</b> ※送金手数料は受取人様のご負担となります。 ※下記の <b>振込先</b> をご記入ください。

## 6 振込先

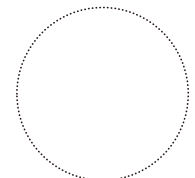
銀行・信用金庫 農協・信用組合 その他( )	支店	預金種目	普通・総合	当座	貯蓄
	フリガナ	口座番号			
口座名義	請求額		<b>7</b> 円		

お見舞金事務局処理欄

処理番号	加入者番号	加入年月日	年	月
事業所番号	効力発生口数	支給発生日	年	月

お見舞金事務局 確認欄	専務理事	事務局長	振興事業部長	振興課長	共済担当者

受付



# 「New ふじさん共済」富士商工会議所 お見舞金請求について

## 1. お見舞金の給付内容

給付内容		口数	5口	4口	3口	2口	1口
事故・病気による 初期入院見舞金 (1泊2日以上5日未満、ただし1人年1回限度)		一律に	15,000円	12,000円	9,000円	6,000円	3,000円
事故通院見舞金 (5日以上、ただし1人年2回限度)		一律に	25,000円	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円
病気入院見舞金	5～19日	一律に	25,000円	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円
	20日以上	一律に	35,000円	28,000円	21,000円	14,000円	7,000円

## 2. 請求に関する注意事項

- ・本請求書1枚で、加入者様1名1件のお見舞金の請求ができます。
- ・支払事故防止のため、お見舞金をお届けすることは致しません。
- ・原則として当該事由発生日より3年以内に請求された場合に支給致します。

## 3. 窓口での受取を希望する方へ

- ・給付金は請求した翌週の火曜日の午後以降に富士商工会議所振興課窓口にて受け取れます。
- ・受取時には領収書（押印のある物）または印鑑をお持ちください。
- ・窓口受取はご連絡いたしませんので、あらかじめご了承ください。

## 4. 添付書類について（参考例）

お見舞金の請求には、証明のためにご提出いただく書類があります。以下をご参考ください。

番号	添付していただく証明書類	補足
①	診断書	入院・通院の日数が確認できるもの、コピー可
②	領収書	通院時は日数分、コピー可
③	その他	上記の他に証明できるもの

## 【お問合せ先】

富士商工会議所 振興事業部 振興課 共済係（〒417-8632 静岡県富士市瓜島町82番地）  
TEL: 0545-52-0995 FAX: 0545-52-9796

## 【お知らせ】

富士商工会議所生命共済制度「Newふじさん共済」は、アクサ生命保険(株)を引受保険会社とする「入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付福祉団体定期保険」並びに富士商工会議所が独自に実施する「お祝い金・お見舞金制度」で構成されています。

つきましては、「Newふじさん共済」給付金請求受付の一環として、団体定期保険引受保険会社であるアクサ生命保険(株)の社員が富士商工会議所に対する「お祝い金・お見舞金制度」請求の取次ぎをさせていただきます。

（ 入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付福祉団体定期保険引受保険会社：アクサ生命保険(株) ）  
【お問合せ先】アクサ生命保険(株) 静岡支社 富士営業所 TEL: 0545-51-4661